

放課後児童クラブを夏休みだけ 利用 したい方は . . .

受付期間・提出先

受付期間 6月13日(月)～6月30日(木)

※夏休み全期間(7月21日～8月31日)の入所申込の締切は6月30日(木)とします。

提出先 各児童クラブ室または教育総務課 ※郵送の場合は必着

〒250-8555 小田原市荻窪300番地(市役所5階) 33-1731

提出書類

- 1 夏休み入所申込書兼退所届
- 2 入所資格証明書類(在職証明書、又は長期疾病等を証明する資料)
※20歳以上70歳未満で、同居している大人の方全員分の証明書類が必要です。
- 3 その他必要書類
・保護者負担金減額・免除申請書(生活保護制度を利用している世帯、又は就学援助認定予定世帯で保護者負担金の減免を希望する場合)

開設日・開設時間

○月曜日から土曜日 . . . 午前7時30分～午後7時(土曜日は利用者がいない場合は休所となります。)

※午前7時30分から午前8時までの間が早朝時間帯、午後6時から午後6時30分までの間が延長時間帯

①、午後6時30分から午後7時までの間が延長時間帯②となり、各時間帯1回の利用につき、100円いただきます。

○日曜日、国民の祝日 . . . 休所

費用・支払方法

○【7月21日～8月31日】利用の場合の負担金

保護者負担金 10,500円 + 保険料負担額 800円(+早朝及び延長時間帯負担額)

○【8月1日～8月31日】利用の場合の負担金

保護者負担金 7,000円 + 保険料負担額 800円(+早朝及び延長時間帯負担額)

○おやつ代 1か月2,000円程度

※年度中の再入所の場合について、保険料は新たに発生しません。

※生活保護制度を利用している世帯、又は就学援助認定(見込み)世帯で保護者負担金の減免を希望する場合は、入所申込書の必要項目にチェックをしてください。なお、保険料負担額(800円)及びおやつ代は、免除の対象となりません。

※保護者負担金減額・免除申請とは別に、必ず就学援助申請を済ませてください。

○支払方法

利用月の翌月に納入通知書をお送りしますので、住民窓口もしくは小田原市内の金融機関でお支払いください。
なお、過去に本人または兄弟姉妹が児童クラブ入所時に登録した口座がある場合、口座引落での支払いを希望することが可能です。

審査結果・定員を超えた申込があった場合

審査結果については、入所希望日の1週間前を目安に通知します。入所が決定した方は、入所前に児童クラブに電話連絡し、必要な持ち物や決まりごとの確認をお願いします。

定員を超えた申込があった場合、6月13日(月)～6月30日(木)までに提出された申込書については受付順ではなく、学年や保護者の就労時間等を考慮した入所の審査を行います。7月1日(金)～7月15日(金)までに提出された申請書については8月1日(月)入所として、7月16日(土)～7月30日(土)までに提出された申請書については8月16日(火)入所として審査します。

担当：教育総務課(市役所5階) 33-1731
〒250-8555 小田原市荻窪300番地